鎌ケ谷市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例 (案)について

1 「鎌ケ谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)」の概要

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法により、子ども・子育て支援法が制定され、市町村の確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合は、保護者が施設に支払うべき額を限度として、施設型給付や地域型保育給付として施設が受け取ることになります。

この制度では、特定教育・保育施設設置者及び特定地域型保育事業者は、市が条例で定める運営に関する基準を満たす必要があります。

- ◆教育・保育施設 認定こども園、幼稚園、保育所
- ◆地域型保育事業 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、 事業所内保育事業
- ◆確認 教育・保育施設及び地域型保育事業者からの申請に基づき施設型給付及び 地域型保育給付による財政支援の対象とすること
- ◆特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 市から確認を受けた施設

(1) 基本的な考え方

本市の条例案は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないものとします。

また、特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、 都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないものとします。

なお、規定する内容は、子ども・子育て支援法第34条第3項及び法第46条第3項の規定により定めた内閣府令で定める基準(国の基準)と異なる内容を定める特別な理由がないことから、国の基準と同様に策定しています。

(2) 条例案の概要 別添資料のとおり

条例(案)の概要は、主な項目を抜粋した資料となります。詳細な内容は、3の国の基準(内閣府令)をご覧ください。

2 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 六十七号)の施行の日

3 国の基準 (内閣府令) 別添のとおり